

## 【審査基準 (標準処理期間を含む。)】

所管所属

景観まちづくり課

国の機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可

根拠条文 都市計画法第 59 条第 4 項

国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

審査基準

1 法律上の規定による基準

都市計画法第 61 条 (都市計画との適合性)

2 国の通達による基準

都市計画運用指針 (平成 12 年 12 月 28 日付建設省都計第 92 号建設省都市局長通知IV-2-2 都市施設 II) B 4 民間事業者に係る公園等の整備の方針

標準処理  
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機 関		機 関	景観まちづく り課	
	期 間	日	期 間	8 日	